



ごあいさつ



司法書士 椎名尚文

今月号のあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。

今月号のあいわ通信でも、4月21日からスタートした「検索用情報の申出」（スマート変更登記）制度についてご紹介いたします。ご負担をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程お願いいたします。

本店を管轄登記所外に移転する際の印鑑届書

目次：

ごあいさつ	1
管轄登記所以外への本店移転登記	2
検索用情報の申出制度がスタート	3
新たに届け出る情報	4
親子法律教室	5
お客様の声を紹介します	6

令和7年4月21日（月）から、商業登記規則の一部を改正する省令（令和7年法務省令第10号）が施行され、同日以降に会社の本店を他の登記所の管轄区域内に移転する、いわゆる「本店移転の登記申請」がされた場合には、旧所在地を管轄する登記所は、当該会社に関する印鑑記録を新所在地を管轄する登記所へ移送することになりました。

これにより、本店を管轄登記所外に移転しても新所在地を管轄する登記所に印鑑が引き継がれ、当該印鑑の提出があったものとみなされることから、**本店移転の登記申請と同時にする新所在地を管轄する登記所への印鑑届書の提出が不要**になりました。

管轄外本店移転の登記をするときは、今までは登記申請をする法務局へ印鑑届書の提出が必要であったところ、これが不要となり申請人側の手続き負担が少し軽減されます。

なお、印鑑カードは従来どおり引き継がれませんので、印鑑証明書が必要な場合には、登記が終わった後に改めて新所在地を管轄する登記所宛てに、印鑑カードの交付申請書の提出が必要となります。

管轄外に本店移転の際には、会社の定款変更等も必要になります。本店移転登記を含めた法人登記の申請をご検討の方は、是非当事務所までご相談ください。

4月21日から検索用情報の申出（スマート変更登記）制度がスタート

今月のあいわ通信でも、制度がスタートして質問を受け付けることが多い、「検索用情報の申出」（スマート変更登記）制度について、再度ご案内いたします。

令和8年4月1日から、不動産の登記名義人について、住所変更登記・氏名変更登記が義務付けられます。不動産の所有者は、氏名・住所の変更日から2年以内に住所変更登記・氏名変更登記をすることが義務付けられます。

この新制度のスタートにあわせて、変更登記義務の負担軽減のため、所有者が変更登記の申請をしなくても、登記官が住基ネット情報を検索し、これに基づいて職権で登記を行う仕組みもスタートします。登記官が職権で住所変更・氏名変更登記を行う仕組みの開始に先立ち、登記官が所有者の住基ネット情報を検索するために、所有者が氏名・住所のほか、生年月日等の「検索用情報」をあらかじめ申し出るという制度が本年4月21日からスタートします。この検索用情報の申出は任意ではなく義務であり、4月21日以降に所有権移転・保存登記を申請する際には、必ず、検索用情報を申し出る必要があります。

新たに届け出ることが必要になる情報

検索用情報として記載しなくてはならなくなる情報は、次の5つの情報になります。

- (1) 氏名
- (2) 氏名の振り仮名
- (3) 住所
- (4) 生年月日
- (5) メールアドレス

このうち、氏名と住所は、新制度スタート前から申請書に記載する必要があったため、新たに申請書に記載することになるのは、氏名のフリガナ、生年月日、メールアドレスということになります。

フリガナと生年月日は、住基ネット検索のため必要になります。メールアドレスは、登記官が職権で住所氏名変更登記を行う際に、その可否を所有権の登記名義人に確認するために必要になります。職権での変更登記の際には、申し出のあったメールアドレスに、職権で登記してよいか確認するメールが届きます。

また、新しい制度では、登記申請書へのメールアドレスの記載が義務付けられることとなります。しかし、すべての方がメールアドレスを持っているとは限りません。登記名義人となる方のメールアドレスがない場合には、メールアドレスがない旨を申請書に記載することになります。何も書かないのではなく、メールアドレスがない旨を記載する必要があるため注意が必要です。

当事務所では、所有権保存登記・所有権移転登記のご依頼をいただいた際には、登記委任状に、登記権利者となる依頼者様の住所・氏名に加えて、「氏名のフリガナ」「メールアドレス」の記載をお願いしております（生年月日は、お預かりする住民票等で確認させていただきます。）。また、誤送信防止のため、メールアドレスのフリガナの記載もお願いしております。

ご負担をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程お願いいたします。



親子法律教室

こんにちは、司法書士の高井です。3月30日（日）、札幌司法書士会主催の「親子法律教室」に長男と一緒に参加しました。この教室は、小学4年生とその保護者を対象に、グループごとのディスカッション形式で、きまり（ルール）とは何かを学ぶことを目的にして開催されたものです。私が所属する司法書士会主催の教室ですが、今回は一般参加者というかたちで参加させていただきました。

パンフレットには、「解釈のちから～紙芝居で学ぶ法教育～」と題して、「私たちの生活の中にはたくさんのきまり（ルール）があるよね。でも、ルールなんてないほうが、もっと自由で楽しいかもしれない・・・。さてさて、村の村長さんがある日突然作った奇妙なルールで村人たちは大騒ぎ。ルールって一体何なのか、村人たちと一緒に考えてみよう。」と記載されていました。

当日、親子法律教室に参加すると、子どもと親は別々のグループに分かれて、私は親のみの6人グループに加わりました。紙芝居の進行にあわせて、グループごとに村長が作ったルールについてディスカッションしていくのですが、グループごとにチューター役の司法書士もつくので、楽しく議論を進めることができました。私は、自分が司法書士であることを特に名乗らず、チューターについて司法書士も、悲しいことに私が司法書士であることに気がついていないようなので、自由に好きなことをしゃべらせてもらいました。

途中途中で、グループごとに村長が作ったルールの解釈などについて議論した結果を発表していくのですが、子どもたちのグループは積極的に発言をしており、自分にも発表させろと言わんばかりに、みんな挙手をしておりました。息子も初めて会う同年代の子と、一つのテーマについて2時間、議論をしたのが刺激的だったのか、家に帰っても楽しそうに妻に親子法律教室の様子を話していました。私も普段は、スキーと登山のときくらいしか息子とじっくり話す機会もないので、今回、法律にかかわるテーマについて一緒に学ぶことができ、有意義でした。

親子法律教室は、札幌司法書士会で毎年開催されている人気企画です。今年度4年生になったお子様がいらっしゃる方は、是非、参加を検討してください。案内は札幌司法書士会のウェブサイトにも掲載されますし、開催時期が近くなりましたら、札幌市内の小中学校であれば4年生に配布されます。

お客様の声を紹介します。

この度は、ご多忙の中、萩原先生には大変お世話になり、有難うございました。おかげで、文書は登記の書類がきて早速、仏前におき報告させていただきます。本当に感謝申し上げます。そして息子様にも報告し、喜んでくれました。今後とも、私共がこそ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【登記手続きのご相談】

相続登記のご依頼をいただいたお客様の声を紹介いたします。

あいわ総合司法書士事務所 のご案内

札幌市北区北32条西4丁目1番7号
コウメイビル2階

電話: 011-738-1101

FAX: 011-738-1107

電子メール: takai@aiwas.jp

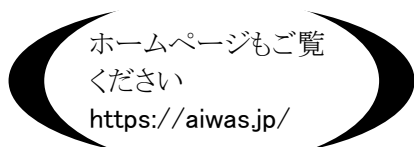


あいわ総合司法書士事務所

あいわ総合司法書士事務所は
言葉だけではない、

真の「市民のための法律家」

を目指しています。



事務所ホームページ

あいわ総合司法書士事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という目標を掲げ、以下の5つの方針に基づいた事務所運営を行っています。

相談しやすい事務所であること

電話相談・面談相談とも相談は無料です。また、ご予約頂ければ、夜間や休日の面談相談も行います。

依頼を断らない事務所であること

紹介者がいない・お金にならない・面倒だなどの不当な理由でお断りすることはいたしません。せっかく司法書士事務所を探して連絡したのに断られた、ということを極力無くします。

利用しやすい費用体系であること

費用は低廉であることを旨とします。また、債務整理等の案件では、着手金不要・費用の分割払いも可能です。

小さな依頼でも誠実に対応すること

他人から見れば小さなことでも、当事者は深く悩んでいることがあります。どんな小さな事件でも、お客様の立場に立って、事件解決に向け誠実に対応いたします。

偉くない事務所であること

専門家だからと、お客様に対し、威張ることや居丈高になることなどは論外です。利用する人の目線からの発想を大事にします。そして、事件解決のためには労力を惜しみません。

司法書士紹介

しいな たかふみ
司法書士 **椎名尚文**



札幌司法書士会会員432号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第143056号
1992年司法書士試験合格
理想の司法書士像 偉くない司法書士

たかい かずま
司法書士 **高井和馬**



札幌司法書士会会員694号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第843010号
2008年司法書士試験合格
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部会員
理想の司法書士像 気軽に相談できる司法書士

つぶらい ゆうすけ
司法書士 **粒来祐介**



札幌司法書士会会員742号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第943017号
2009年司法書士試験合格
理想の司法書士像 親しみを持てる司法書士